

『蜻蛉日記』の養女求婚譚

倉田実

はじめに

『蜻蛉日記』下巻一年目の天禄三（九七二）年二月に、推定三七歳になった道綱母は、兼家の落胤、源兼忠女の娘を養女に迎えている。このことについては、前稿¹⁾で少なからず検討したので、本稿ではその二年後のこととして記される、兼家の異母弟遠度が、この養女に求婚した経緯を検討していきたい。この経緯は、従来「遠度求婚譚」として把握されているが、物語での用法、すなわち『うつほ物語』の「あて宮求婚譚」、『源氏物語』の「玉鬘求婚譚」などとする把握の仕方²⁾に倣い、「養女求婚譚」としておきたい。

問題とする「養女求婚譚」の部分は、天延二（九七四）年の一月から七月までほぼ連続して記されており、その間の記事のほとんどを占めている。「養女求婚譚」との把握があったかどうかはもとより不明だが、遠度求婚の前段階から結末までをまとめて記そうとしたことは明白のようである。したがって、この意味でも物語的と理解され、その意図や主題性をめぐって多様な議論が積み重ねられてきた。近年では、道綱母と遠度との「微妙な男女の葛藤」³⁾、「あらまほしき男女の場」⁴⁾、「理想的な男女の艶なる交渉の場」⁵⁾、「擬似恋愛」などを指摘する傾向が強いようだが、そもそもは、「注解」（一九七〇年一月）の「遠度

の養女への求婚は、…むしろ養女のことを表面に立てて、実は作者に近づこうとしたと見られる節もある」とした見解の延長にあると言えよう。

本稿では、「養女求婚譚」の部分は、遠度の性急さはあるものの誠意を持った養女への求婚の次第を記したものとす。前提・理解に立つて、当事者となる道綱母と遠度、そして養女の実父兼家、それにこの三者の間に立つ道綱の四人のありようなどを整理していきたい。今回は、諸般の事情により、四月二十二日以前までの検討になる。テキストは、新全集をした。論中、注釈書類は略号を用いたので、ご判読願いたい。

一 養女求婚譚の構図

遠度求婚の記述は、道綱への打診が道綱母に伝えられるという形で始まっている。

①（正月）二十五日に、大夫、除目ぞかしなど、そそき行ひなどす。などぞすらむと思ふほどに、司召のことあり、めづらしき文にて、「右馬助になむ」と告げたり。ここかしこによるこびものするに、その寮の頭、叔父にさへものしたまへば、まうでたりける、いとかしこよるこびて、このついでに、「殿にもした

まふなる姫君は、いかがものしたまふ。いくつにか、御年などは」
と問ひけり。帰りて「さなむ」と語れば、いかに聞きたまひけむ、
何心もなく、思ひかくべきほどしあらねば、やみぬ。

そのころ院の賭弓あべしとて、騒ぐ。頭も助もおなじかたに、
出居の日々には行きあひつつ、おなじことをのみのたまへば、
「いかなるにかあらむ」など語るに、二月二十日のほどに、夢に
見るやう、(本) □ (下巻・三二一〜三頁)

右馬頭であった遠度は、正月の司召で、道綱が同じ右馬寮の助になっ
たことを知り所にし、その立場を利用して求婚しようとしている。そ
のために道綱に「姫君」の様子を確認したのであり、道綱母は、速度
の求婚開始の前段階から記そうとしている。そして、ここの記述のあ
りようが養女求婚譚の構図を暗示しているようである。

最初にこの構図を確認しておきたい。まず速度のやり方になるが、
求婚相手の兄弟道綱に取り入ることを図っている。一般的に求婚の始
まりは、意中の女性の兄弟姉妹か侍女などと交誼を結ぶことで、相手
側に内意を伝えることになる。こうした次第は、『蜻蛉日記』上巻で
も記されていた。道綱母に兼家から求婚があったことを記す日記冒頭
である。

例の人は、案内するたより、もしはなま女などして、言はする
ことこそあれ、これは、親とおぼしき人に、たはぶれにもまめや
かにもほのめかししに、便なきことと言ひつるをも知らず顔に、
馬にはひ乗りたる人して、うちたたかす。(上巻・九〇頁)

求婚は、普通の人なら「案内するたより、もしはなま女」に手づる
を求めて内意を伝えるものとしており、そうした手続きを踏まなかつ
たのが兼家であった。兼家の場合は、直接親に意向を伝え、道綱母の
心中が忖度されることなく、いきなり使いの者に文を届けさせていた。
求婚作法の慣行通りではなかったわけである。

この慣行のあり方は、物語の世界でも同じであった。『うつほ物語』
の貴宮求婚譚の場合では、求婚者たちの、貴宮の兄弟か侍女と交誼を

結んで求婚の意志を伝える様が丁寧に語られていた。また、後代の
『源氏物語』の「玉鬘求婚譚」で、柏木は玉鬘の実兄と信じた夕霧に
手づるを求めていた。

速度は、こうした慣行に従っていたのであり、道綱が「案内するた
より」なのである。だから道綱に引用点線部のこと、すなわち、「殿
(道綱母邸)」にいる姫君がどうしているか、幾つになつたかと尋ねた
のである。速度は、求婚作法に従い、相手側に内意を伝える手立てを
講じようとしているのである。

次に、二十歳になった道綱である。初めて任官した役所の長官から
求婚の「案内するたより」として期待されたのであり、この後、速度
の要請に努めることになる。また、そのことにおいて速度の動向が道
綱母に伝えられている。道綱の働きや役割は大きいのであり、道綱母
はその様子を克明に記している。従来、養女求婚譚における道綱の働
きに注意することは少なかったようだが、道綱母は「案内するたより」
をする様子に我が子の成長を見てとっているのもあろう。養女求婚
譚で、その感慨自体は記していないが、道綱と関わっているのである。

養女の結婚問題に直接かかわるのは養母道綱母であり、これ以後の
経緯において、比喩的に言えば、邸内に座ったままである。道綱の報
告を聞き、速度の来信・来訪が始まるとその応接を道綱や侍女を介し
て行なっており、求婚の経緯における中心の位置を占めている。この
先、兼家の判断を仰ぐことになるが、期待しているのは実行的な行為
であるよりも、その意向の伝言・消息などによる確認であり、それによ
って道綱母は事を運んでいる。伝言・消息の連絡役は道綱であり、
道綱母は座ったままである。なお、速度の求婚に対する道綱母の当初
の判断は、傍線部「いかに聞きたまひけむ、思ひかくべきほどしあら
ねば、やみぬ」になるが、これは次々節で触れたい。

養女の実父兼家のことについては、まだ先の引用部①にはないが、
結婚問題に対する重要な決定を下すことになる。とにかく速度の求婚
の仕方や道綱母自身の対応ぶり、そして、道綱の働きが、ここで暗示

的に記されている。道綱母は、それなりに立体的な記し方を試みていたのであり、以下の記述もこの延長上になされていく。「注解」(一九七〇年一〇月)が「作者の会話と行為とに二元化しない叙述によって、物語的な表現法へと近づいている」とした指摘を想起しておきたい。

二 夢と欠文と物語で

引用①の末尾は何かを夢に見たことを記して、その後が欠文になっていた。そして、これに続くのが次の物語での段になるので、順序としてこれらの関連に触れておきたい。

② あるところに、忍びて思ひ立つ。「なにはばかり深くもあらず」といふべきところなり。野焼などするころの、花はあやしうおそきころなれば、をかしかるべき道なれど、まだし。いと奥山は鳥の声もせぬものなりければ、鶯だにおとせず。水のみぞ、めづらかなるさまに、湧きかへり流れたる。いみじう苦しきままに、かからである人もありかし、憂き身ひとつをもてわつらふにこそはあめれ、と思ふ思ふ、入相つくほどにぞいたりあひたる。御灯明など奉りて、一数珠ばかり立ち居するほど、いとど苦しうて、夜明けぬと聞くほどに、雨降り出でぬ。いとわりなしと思ひつつ、法師の坊にいたりて、「いかがすべき」など言ふほどに、ことと明けはてて、「蓑、笠や」と人は騒ぐ。われはのどかにてながむれば、前なる谷より、雲しづしづと上るに、いともの悲しうて、思ひきや天つ空なるあまぐもを袖してわくる山踏まむとはとぞおぼえけらし。雨いふかたなけれど、さてあるまじければ、とかうたばかりで出でぬ。あはれなる人の、身に添ひて見るぞ、わが苦しさも紛るばかりかなしうおぼえける。

(下巻・三三三〜四頁)

①末尾にあった夢の内実、そして、その後の欠文の理由は、このままでは不明としか言いようがない。また、②の物語での意図も明確で

『蜻蛉日記』の養女求婚譚

はない。しかし、その意図を夢の内実や欠文と関連づける説があった。
・ 脱文の所にあったであろう夢の内容について想像するならば、それは養女の結婚・その将来の身の上に関係のあるもの、ひいては作者の身の上に大きな影響を及ぼすものではなかっただろうか。養女を伴った物語を思い立った原因は、その夢にあったであろう。(全注釈)

右の説の当否になるが、まず①にあった夢は、「いかなるにかあらむなど語るに、二月二十日のほどに、夢に見るやう」との文脈からすると、遠度の件とかかわることは十分に想定できよう。しかし、欠文になっている。写本の段階では、行末までが空白だが、本来的にどれぐらいの量があったかも不明である。言えることは、夢の内容が記されていたであろうことだけである。欠文後の物語での記事は、養女求婚譚の部分の中で、求婚と無関係にも見える記事である。しかし、「あはれなる人」と指示される養女を伴った物語であった。

問題はやはり欠文なのであり、夢の内容と物語を思い立った理由が記されていた蓋然性は指摘できるが、夢と物語を連繫させていかどうかの判断材料はない。したがって、空論ということになるが、先の推定説のうち、養女にかかわる夢で、養女にかかわる物語でということは妥当であろうが、遠度が関係しているかどうかは不明としか言いようがないということになる。

道綱母は、養女迎えをしてからこれまでの間、次のようにしばしば物語でをしていた。

天祿三年閏二月 十日……賀茂詣で。

三月十八日……清水詣で。

四月中西日……賀茂詣で(葵祭)。

不明日……知足院詣で。道綱同行。

十月十余日……山寺詣で。

天延元年十一月不明日……物語で。

不明日……賀茂詣で。

街路での祭見物を除いたものになるが、いずれにも養女を同行させた記述はない。知足院あたりに出かけた時は道綱の同行が記されていたので、いずれも養女は自邸に留まっていたのであろう。幼い子の車での移動は疲れるので、あえて誘わなかったのかも知れない。養女への無関心ぶりを読み取るべきではないだろう。

天延二年二月二十日過ぎになる②の物語で先は不明だが、「なにばかり深くもあらずといふべきところ」とあるので、奥山にある寺社となる。この箇所は諸注『大和物語』の次の段を引証している。

この大徳（ゑしうといふ法師）、…「行ひしに深き山に入りな
んず」と言ひて往にけり。ほど経て、「いづくにかあらむ」とて、
「深き山にこもりたまひぬとありしは、いづくぞ」と言ひやりた
まひたりければ、
なにばかり深くもあらず世の常の比叡を外山と見るばかりな
り

横川といふところにあるなりけり。（大和物語・四三段）

『大和物語』からの引用か、他の歌語りによったかは不明だが、とにかく「なにばかり深くもあらずといふべきところ」は、右の引歌によって、比叡山を外山として見るような所なので深い山の意になり、鞍馬・大原・貴船などが想定されている。しかし、「水のみぞ、めづらかなるさまに、湧きかへり流れたる」だけが場所を暗示させる記述なので決め手はない。奥山に位置することしか分らないが、今回は養女同行が可能と判断されたのであろう。道綱母は初めて一四、五歳になった養女を伴っている。養女迎えは、二年前の二月十九日であったので、育てて二年目という意識があったかも知れない。そうなる、この物語では、養女の行く末にかかわった蓋然性は高くなる。

帰途に示される、「あはれなる人の、身に添ひて見るぞ、わが苦しさも紛るばかりかなしうおほえける」は、娘に注ぐ母親のまなざし

ある。養女は道綱母にびったりと寄り添って安心を得ているのであり、その様子がいぢらしくてたまらないのである。このまなざしに、連れ立って物語でした感慨が込められているのであり、養女の行く末が念じられたのであろう。それは、養女の高き幸運の結婚とそれに伴う道綱母の安泰というようなことではあるまい。こうした点を強調する推定としたら、行き過ぎであらう。祈願された内実は、引用波線部の「憂き身ひとつをもてわづらふ」ようなものではない、養女との安らかな生活の保障であったと思われる。

三 道綱母の判断

①の引用部に戻りたい。道綱母は、遠度が養女の年齢などを聞いたと知らされて、「いかで聞きたまひけむ、何心もなく、思ひかくべきほどしあらねば、やみぬ」と記していた。ここに養女の存在性と遠度求婚に対する道綱母の意向が示されている。

まず前者の存在性である。「いかで聞きたまひけむ」と、娘がいるのをどうして遠度が知ったのかとの思いは、その存在を道綱母はあまり世間に知らせていなかったことを示している。これは、隠したということではなく、わざわざ知らせるまでもないとの判断にならう。養女迎えは、前稿で確認したように、道綱母の行く末の心細さを慰撫するものとしてなされていた。そうした場合、先の物語での記述にあったように、養女が寄り添ってくれるだけで満足なのであり、世間は視野に入らない。「何心もなく」いることが可愛いのであり、結婚もまだ念頭になかったということであらう。

こうしてみると養女の装着はまだ行なわれていないと判断されよう。養女迎えの段の後に、兼家の、詮子と共に裳着をさせたいとする意向が記されていた。しかし、これまでに挙行の記事はないし、詮子の場合も未詳である。裳着は、前著で指摘したように、養子縁組披露の場として機能し、その挙行によって養子女の存在が世間に知られること

となっていた。したがって、「いかで聞きたまひけむ」は、裳着がまだなされていなかったことの反映となろう。養女は一四、五歳で結婚可能な年齢になるが、まだ成女ではなく少女なのである。そうすると、この後、道綱母は同年中に速度の求婚を受けられるようになるので、その時点で裳着を考えようとしたのかも知れない。裳着即結婚ということになる。

後者の「何心もなく、まだ思ひかくべきにもあらぬ」がより一層、少女のままであることで、結婚が念頭にならないことを示している。「何心もなく」いる養女は、懸想されるような成長ぶりではない。そして、このことが養女求婚譚における道綱母の意向や立場を規定していくことになる。

養女が幼いことは、この後繰り返し記され、速度にも伝えられている。

- ・まだ思ひかくべきにもあらぬをと思ひつつ (下巻・三二五頁)
- ・もの言はむとあらむに、まだしきに便なし (下巻・三二八頁)
- ・似げないこと (下巻・三三〇頁)
- ・いとまがまがしきほどなれば…小さきよりも、世にいふなる (下巻・三三二頁)
- ・鼠生ひのほどにだにあらぬを (下巻・三三二頁)
- ・なほここにはいとちはやく心地すれば (下巻・三三三頁)
- ・そのはるかなりとたまふほどにや初事もせむとなむ見ゆる (下巻・三三五頁)
- ・あやにくに面嫌ひするほどなればこそ (下巻・三三五頁)

養女は少女なのである。懸想や結婚など、まだ考えられない成長ぶりとなる。用例に傍線を付した「初事」もこのことと関わっている。この意味は、初潮とする説(講義・大系・全集・新全集など)と、男女の初めての会話や歌の贈答とする説(全注釈・全評解・対訳・集成・新大系など)に分かれるが、後者が妥当であろう。前稿では初潮説に

したがったが、訂正しておきたい。男性相手に母親が、この子はまだ幼く、初潮はそのころになると思われますなどと口に出すものではないだろう。その時期まで推定することもできない相談である。道綱母は、まだ男女としての会話は無理ですが、あとしばらくすれば、できるようになりましようとしたのである。幼さがなくなるかも知れないというわけである。

やや先走ったが、こうした用例からして、養女に歌の贈答はまだ無理だとされていたことになる。いわんや懸想や結婚など眼中になかったのである。したがって、養女求婚譚において養女が表立って語られる対象にはなり得ない。養女の登場がないことに「不可解」を指摘する説があるが、「初事」さえできないとされる成長ぶりからして、表だたないのが当然となろう。「不可解」とするのは、道綱母が遠度求婚の件について養女と話題にすることなどを想定しているのであろうか。そうした記述はあり得ないのであり、逆に、これらの用例の所在によって養女を存在せしめていよう。道綱母が幼いと指示する思いとまなざしのうちに、養女は存在していることになる。

* * *

養女求婚譚は、右に見たように養女がまだ少女であったことよって規定されている。そして、少女に求愛して、その幼さゆえに親から拒絶されるのは、物語の題材であった。天曆五(九五一年)ごろから康保年間(九六四〜九六六)の成立と目される『大和物語』から二話ほど引用しておきたい。

- ・同じ兼盛、陸奥の国にて、閑院の三の皇子の御むすこにありける人、黒塚といふ所に住みけり。そのむすめどもにおこせたりけり、

陸奥の安達の原の黒塚に鬼こもれりと聞くはまことか
と言ひたりけり。

かくて、そのむすめを「見む」と言ひければ、親、「まだいと

若くなんある。いまさるべからん折に」と言ひければ、京に行く
とて、山吹につけて、

花ざかり過ぎもやすると蛙鳴く井出の山吹うしろめたしも
と言ひけり。(略)

さて、このころがけしむすめ、こと男して、京に上りたりけ
れば、聞きて、兼盛「上りものしたまふなるを、告げたまはせて」
と言ひたりければ、「井出の山吹うしろめたしも」と言へりける
文を、「これなん、陸奥の苞」とて、おこせたりければ、男、

年を経て濡れわたりつる衣手を今日の涙に朽ちやしぬらん
と言へりけり。(大和物語・五八段)

・(略) この忠岑がむすめありと聞きて、ある人なん、「得む」と
言ひけるを、「いとよきことなり」と言ひけり。男のもとより、
「かの頼めたまひしこと、このごろのほどにと思ふ」となん言へ
りける返り事に、

我が宿のひとむら薄うらわかみ結び時にはまだしかりけり
となん詠みたりける。まことに、まだいと小さきむすめになんあ
りける。(大和物語・二二五段)

両段とも少女求婚譚だけが話題ではなく、必要な部分だけの引用で
ある。当代の歌人、兼盛や忠岑に纏わる歌語りだけに、それなりに人
口に膾炙していたと思われる。また、五八段の「閑院の三の皇子の御
むすこにありける人」とある「閑院」は貞元親王で、「三の皇子」は
古来より源兼信とされている。「御むすこにありける人」は源重之と
されているが、『大和物語』の成立年代と合わないので未詳となる。
なお、重之は、オジの養子になっており(『尊卑分脈』清和源氏・
『三十六人歌仙伝』)、オジは兼忠であった。道綱母の迎えた養女の祖
父である。なお、「三の皇子」をこの兼忠かとする説もある。そうす
ると、重之を措いて、五八段は養女、兼忠孫女の親族に纏わる歌語り

となり、道綱母も知っていた可能性が高い。もとより、道綱母が『大
和物語』を読んでいいた確証はなく、別の伝承で知ったかもしれないが、
引用本文②の物語で、『大和物語』からの引用の可能性が指摘でき
る箇所があった。一つの可能性として『大和物語』引用が想定でき
ること、また、養女の親族に絡んだ歌語りを知っていた可能性も指摘し
ておきたい。

さて、両話とも少女と知らずに求婚し、幼さゆえに親から拒否され
た話である。五八段の親の言葉、「いまさるべからん折に」は、道綱
母の「そのはるかなりとのたまふほどにや初事もせむとなむ見ゆる」
と近い発想かも知れない。一二五段の方は、『伊勢物語』四九段の
「昔、男、妹のいとをかしげなりけるを見をりて／うら若みねよげに
見ゆる若草を人の結ばむことをしぞ思ふ」と詠んだ歌語りを引用して
いる。この「妹」もまだ少女であった。一二五段で忠岑が「いとよき
ことなり」となせ言ったのか不明だが、まだ結婚には早いとして拒否
することで、五八段の親と位相を同じくしている。

求婚相手の女性がまだ少女であった歌語りは、五八段でその後の少
女のありようが語られているものの、親が求婚拒否を言う時点で、少
女の登場はない。『蜻蛉日記』もこうした歌語りが念頭にあったとし
たら、養女の登場はなかったことになる。また、歌語りの世界を地で
行なっているという意識があったかも知れない。とにかく、養女の表
立った記述の不在は、幼いとされる成長ぶりゆえに当然なのである。

四 求婚の進行

道綱母の判断は、養女の幼さゆえに時期尚早となるが、遠度の求婚
はどんどん進行していく。しばらくは、その進行状況を、本文をたど
りながら追っていきたい。

物語でから帰ると、その翌日に、道綱から遠度求婚に関する新たな
情報が道綱母に伝えられている。

③ からうして帰りて、またの日、出居のところより夜更けて帰り来て、臥したるところによりて言ふやう、『殿なむ』きんぢが寮の頭の、去年よりいとせちにのたうぶことのあるを、そこにあらむ子はいかなりたる。大きなりや。こちつきにたりや』などのたまひつるを、また、かの頭も、『殿は仰せられつることやありつる』となむのたまひつれば、『さりつ』となむ申しつれば、『明後日はかりよき日なるを、御文奉らむ』となむのたまひつる』と語る。いとあやしきことかな、まだ思ひかくべきにもあらぬをと思ひつつ、寝ぬ。

(下巻・三二四〜三五頁)

道綱は、兼家と速度の話、道綱母の寝所にまで来て伝えている。道綱は、自分なりに大切な話と思つたのであろう。伝えられた兼家の話によると、速度は昨年の段階から求婚の意志を兼家に伝えていて、道綱の任官によりその意志の実現に向けて本格的に動き出したことになる。兼家は速度の意向を受けて、道綱に、「そこにいる子は、どうなつたか、大きくなつたのか、大人の感じになつたのか」と尋ねたとされる。ここから、前稿で触れたように、兼家は兼忠孫女にあまり関心がなく、会つてもいないこと、また、速度と結婚させてもいいような感じであることが指摘できよう。

速度の方は、求婚に関する実父兼家の道綱母側への連絡の有無を確認したうえで、「案内するたより」となる道綱に計らつて、道綱母邸に日を選んで文を出そうとしてゐる。速度が「殿は仰せられつることやありつる」と尋ねたのは、「講義」だけが明確にしているように、「予て兼家に申込んである求婚の事を道綱に話されたか」と確認したのである。「道綱に話された」ということは、道綱母に伝えられたことを含意しよう。道綱は「さりつ」と答えたので、速度は道綱母側への求婚の意志表明が可能だと判断したことになる。

両者の話を総合して、求婚は、この時点でまともな意向としてあつたことが指摘できよう。そして、道綱母の判断は、「まだ思ひかくべきにもあらぬを」であり、物詣での疲れで再び寝入つてしまつてゐる。

道綱母としては、養女の幼さに加えて、伝聞した情報ばかりなので、何ともしようがないわけである。

そして、道綱の話にあつたように、吉日が選ばれて、速度の文が届けられてゐる。

④ さて、その日になりて文あり。いと返りごと、うちとけしにくげなるさましたり。うちのことばは、「月ごろは、思ひたまふることありて、殿に伝へ申させはべりしかば、『ことのさまばかり聞こしめしつ。いまはやがて聞こえさせよとなむ仰せたまふ』とうけたまはりにしかど、いとおほけなき心のはべりけると、思ひ咎めさせたまはむを、つつみはべりつるになむ。ついでなくてとさへ思ひたまへしに、司召見たまへしになむ、この助に君の、かうおはしませば、まゐりはべらむこと、人見咎むまじう思ひたまふるに」など、いとあるべかしう書きて、端に、「武蔵といひはべる人の御曹司に、いかでさぶらはむ」とあり。返りごと聞こゆべきを、まづ、これはいかなることぞと、ものしてこそは、とてあるに、『物忌やなにやと、をり悪し』とて、え御覽せさせず」とて、もて帰るほどに、五六日になりぬ。

(下巻・三二五〜三三六頁)

速度求婚が実際になされたことを記す段になり、懸想文がそのまま引用されている趣である。その書きざまは鄭重であり、懸想文を出すに至つた経緯が記され、自分が道綱母邸に訪れても、道綱が配下の同僚なので人目を気にしなくてすみますとまで記している。文面からすると、速度はすでに兼家に取り入つてゐるようであり、兼家に求婚の意向を伝えたところ、「話の趣は承知した。今は直接道綱母に意向を伝えよ」という伝言を受けたとしてゐる。この点は、道綱母には寝耳に水の話である。兼家のこうした意向は、道綱母に伝えられていなかつた。だから、返書は兼家の意向を確認してからと思ひ、道綱を兼家邸に向かわせてゐる。しかし、兼家の物忌のために連絡はつかず、そのまま数日が経過することになる。

道綱母としては、物語で帰宅後の道綱の話から、兼家に結婚を許す意向があることを、うすうす感じてはいたのだろう。しかし、直接聞いてはいないことであった。そこで、その意向の確認をするために道綱を遣わしたのであった。養女の問題は、兼家と一緒に考えたかったのである。道綱母は、この後も兼家の意向を度々問い合わせている。

養女が兼家の血筋でなければ、その結婚は道綱母の専断で可能である。兼家の承諾は必要でない。しかし、実女であったから兼家に問い合わせているが、それだけが道綱母の理由ではなさそうである。はっきりと記されているわけではないが、養女にふりかかった結婚話に対して、道綱母は兼家と一緒に対処したかったのではなからうか。「身辺雑記」と評される下巻だが、「身の上」を記すことはまだ進行している。養女求婚譚としてまとまりを見せているのは、兼家と一緒に対処したかった思いが背景にあったのだと思われる。兼家の意向を付度する道綱母のありようは、このことを志向していよう。

さて、遠度は返書が来ないのでどかしく思ったのであろう、道綱を呼び出している。

⑤ おぼつかなくもやありけむ、助のもとに、「せちに聞こえさすべきことなむある」とて呼びたまふ。「いまいま」とてあるほどに、まづ使ひは返しつ。そのほどに雨降れど、いとほしとて出づるほどに、文取りて帰りたるを見れば、紅の薄様一襲にて、紅梅につけたり。ことばは、『石上』といふことは知ろしめしたらむかし。

春雨にぬれたる花の枝よりも人知れぬ身の袖ぞわりなき
あが君、あが君。なほおほしませ」と書きて、などにかあらむ、
「あが君」とある上はかい消したり。助、「いかかせむ」と言へば、
「あなむつかしや。道になむ会ひたるとて、まうでられね」とて
出だしつ。帰りて、『などか、御消息聞こえさせたまふ間にても、
御返りのなかるべき』といみじう恨みきこえたまひつる」など語
るに、
(下巻・三二六〜三七頁)

遠度は、道綱母に見られることを予想して文を道綱に贈っている。記された歌は、求愛の歌だが、道綱宛になるので、恋情に苦しむ独詠歌の趣を装っている。「養女への思いを道綱にも訴えて同情を求めている」(全注釈)ではなからう。道綱母からの返書がないので、道綱宛にしたのであり、遠度は求愛作法の慣行をまともにとどろうとしていよう。遠度の求婚の仕方は、その初めから慣行に従っているのであり、養女求婚譚は、求婚の様子を克明に記した史料として貴重であるが、この点は、後に確認したい。

遠度が、道綱を呼び出したのは、返書がない理由を問いただし、返書をもらおうとしたからであった。帰宅した道綱は、母に遠度の言とて「などか、御消息聞こえさせたまふ間にても、御返りのなかるべき」を伝えている。この「御消息」は、道綱母が兼家に出した文を指しており、道綱はこのことを遠度に伝えていたことになる。遠度は、道綱母が兼家と相談して取り決めようとする姿勢を確認したわけである。間接的ながら、ここにも道綱母の、兼家と一緒に考えたいとする思惑が記されていることになる。そして、やっと兼家の意向が道綱によって伝えられている。

⑥ いま、二三日ばかりありて、「からうして見せたてまつりつ。のたまひつるやうは、『なにかは。いま思ひさだめてとなむ言ひしかば、返りごとは、はやうおしはかりてものせよ。まだきに來むとあることなむ、便なかめる。そこにむすめありといふことは、なべて知る人もあらじ。人、異様にもこそ聞け』となむのたまふ」と聞くに、あな腹立たし、その言はむ人を知るはなぞと思ひけむかし。
(下巻・三二七頁)

道綱は「からうして見せたてまつりつ」と報告しているが、何を見せたのが明確でない。母親の文を見せたのは確かだが、遠度の手紙まで見せたかどうかである。しかし、見せなかったとしても、求婚の文があったことを伝えたのは確かであろう。

次に、道綱の伝える兼家の言葉も分かりにくく諸説がある。詳しく

たどる余裕はないが、傍線部「なにかは。いま思ひさだめてとなむ言ひしかば」は特に問題である。まず「なにかは」に対する解釈は、次のようにまちまちであった。

講義—どうして簡単に承知しようか。

新釈—「なにかは悪しからむ」。

全講—何も大騒ぎすることはない。

全注釈—こちら（＝兼家）の意向を斟酌する要はない。

集成—何の構わぬ。

省略的な単純な言い回しであるから、解釈が揺れている。「集成」は、「何が」が抜けており、「新全集」の訳も同じになるが、ここは「求愛は構わない」意ではないだろうか。続く「いま思ひさだめてとなむ」も、諸注「何を」を明確にしていない。大勢は「求婚に対する判断を決めよう」としているようだが、ここは「そのうち結婚の時期を決めよう」ということだと思われる。それを速度に伝えたので、「返書は、早く適当に推し量って出すがよい」が兼家の意向だと思われる。ただし、「まだきに来むとあることなむ、便なかめる」と付け加えている。ここの「まだき」を諸注、養女がまだ幼い意に解しているが、時期早々ということであろう。養女の裳着がまだなので、早々にくるのは具合が悪いと言ふことになる。すなわち、「早々に通うのは、具合が悪かるう、なぜなら、道綱母のもとに娘がいることは、誰も知ってはいまい。娘の存在が裳着などで知られてからにすべきで、そうでなければ、道綱母のもとに速度が通っていると人は異様に聞くだろう」という次第になると思われる。「人、異様にもこそ聞け」は、養家一流の諧謔となる。

兼家の意向に対して、道綱母の反応は、「人、異様にもこそ聞け」に対してだけ記されている。兼家の諧謔・邪推が腹立たしかったからであり、同じようなことをまた言われることになるが、この点は、こ

こでは省略したい。

兼家の意向は分かりにくい。しかし、速度は③④の箇所などから、すでに兼家に通じているのは確かだと思われるので、道綱もたらしめたのは、求婚の承諾だと思われる。しかし、それは道綱母の判断とは違っていたのである。それでも兼家の意向が確認できたので、道綱母は、速度にやっとな返書を認めることになる。

⑦ さて、返りごと、今日ぞものする。「このおぼえぬ御消息は、この除目の徳にやと思ひたまへしかば、すなはちも聞こえさすべかりしを、『殿に』などのたまはせたることの、いとあやしうおぼつかなきを、尋ねはべりつるほどの、唐土ばかりになりにつれはなむ。されど、なほ心得はべらぬは、いと聞こえさせむかたなく」とてもものしつ。端に、『曹司に』とのたまはせたる武蔵は、『みだりに人を』とこそ聞こえさすめれ」となむ。

さて後、おなじやうなることどもあり。返りごと、たびごとにしもあらぬに、いたうはばかりたり。（下巻・三二七〜八頁）

道綱母は、速度の鄭重な文を受けて、礼儀正しく返書を認めている。思いがけないお手紙は、息子の任官のお蔭と存じますが、と切り出している。また、兼家に問い質した経緯もきちんと伝えている。したがって、速度が兼家の意向ともなる、④の「ことのさまばかり聞こしめしつ。いまはやがて聞こえさせよとなむ仰せたまふ」の事実を確認したことになろう。「速度が思い通りに兼家の伝言を作り上げている」とする説があるが、ニュアンスの相違はあったとしても、兼家の言をこまかして伝えてはいないと思われる。先に見たように、速度は、道綱母が兼家に相談していることを確認している。また、道綱が兼家邸に出入していることは周知であろうし、身内の嘘はすぐにはれよう。したがって、先の⑥の「なにかは。いま思ひさだめてむ」も、結婚の時期を決めようの意でいいことになる。

兼家の承諾が確認できたとしても、道綱母は「なほ心得はべらぬは」とあるように、やはり納得いかないのので、こちらとしては返事のしよ

うがないとしている。兼家の返書に納得がいかないのではなく、結婚そのものに納得いかない意となる。養女の幼さゆえであるの言うまでもない。兼家の承諾は確認できたが、自分としては拒否したい意向を示したのである。そして、引歌「白河の滝のいと見まほしけれどみだりに人は寄せしものをや」（後撰集・雑一・中務・一〇八六）によって、「みだりに人を」と付け加え、来ていただきたくない意を添書している。これは、求婚を拒絶する厳しい文言となる。

こうして初度の懸想文のことがあった後、同じような求愛があったらしいが、一々返書はしなかったらしい。返書がないことで速度は「いたうはばかりたり」となり、膠着したままで二月は過ぎたことになる。

⑧ 三月になりぬ。かしこにも、女房につけて申しつがせければ、その人の返りごと見せにあり。「おほめかせたまふめればなむ。これ、かくなむ殿の仰せはべめる」とあり。見れば、「この月、日悪しかりけり。月たちて」となむ、暦御覧じて、ただいまものたまはする」などぞ書いたる。いとあやしう、いちはやき暦にもあるかな、なでふことなり、よにあらじ、この文書く人のそらごとならむと思ふ。
〔下巻・三二八頁〕

速度は、道綱母の拒絶に変化がないので、兼家側から求婚話を前進させようとしている。速度は、道綱母の意向を「おほめかせたまふめればなむ」と受け取っているが、ここの解釈にも諸説がある。

大系―殿の意がはっきりしないようにおっしゃいますので。

新 釈―あなた様（作者）がはっきりした態度を示されないのです。

新全集―御不審の御様子の方から。

新大系―不審にお思いのようなので。道綱母の返事「なほ心えはべらぬは」を言う。

ここは、「新大系」が注するように「なほ心得はべらぬは」を受け

ているのは確かだが、文面にあった納得できない意を、「はぐらかす」意の「おほめく」で受けて、「私の意向をおはぐらかしなざるようです」ということになる。意味的には「新釈」のようになる。だから、兼家様の意向はこのように決まっていますよ、と念を押す意味で「女房」の文を添えたことになる。この「女房」は、『蜻蛉日記』冒頭にあった、兼家側の「なま女」となる。それによると、兼家は結婚の時期を四月に決めたというのであった。

これを見せられた道綱母の反応は、「そらごと」と断じるものであった。作り事と断じたのは、兼家の結婚承諾を指しているのではなく、「いちはやき暦にもあるかな」と難じているので、来月に結婚というもっと進んだ承諾のことになる。道綱母は、時期の問題に対して反応したのである。そして、どうやら「そらごと」ではなかったことは後に明らかにされることになる。

以上のような経過をたどって三月も終わり、四月になっての速度来訪となる。ここまでの経過を整理すれば、兼家は速度と養女との結婚を承諾し、その意向を確認した速度は、道綱母にも承諾を得ようとしたことになる。しかし、養女の幼さによって、道綱母は受け容れることはできなかったのである。また、速度の伝える兼家の意向に、まず嘘はなかったであろう。その意向を道綱母は確認したのであったが、時期尚早との思いが拭えないのである。その思いが、兼家や速度に十分に伝達されずに、これまでのような進行の仕方になったのだと思われる。道綱母がこうした次第を主題化して克明に記したのは、とりもなおさず養女への求婚であり、わが身の上にもふりかかった一件だったからである。

なお、兼家が養女の速度との結婚を可としたこと、及び、養女が大にびていたなら道綱母はこの話を受け容れたであろうことについては、後に触れることにしたい。続いて、次段を検討することで、速度に焦点をあててみたい。

五 速度の求婚作法

四月になって速度は、道綱母邸に訪れている。

⑨ ついたち七八日のほどの昼つかた、「右馬頭おはしたり」と言ふ。「あなかま。ここになしと答へよ。もの言はむとあらむに、まだしきに便なし」など言ふほどに入りて、あらはなる籬の前に立ちやすらふ。例も清げなる人の、練りそしたる着て、なよよかなる直衣、太刀ひき佩き、例のごとなれど、赤色の扇、すこし乱れたるをもてまさぐりて、風はやきほどに、櫻吹きあげられつつ立てるさま、絵にかきたるやうなり。「清らの人あり」とて、奥まりたる女の、裳などうちとけ姿にて出でて見るに、時しもあれ、この風の簾を外へ吹き、内へ吹きまどはせば、簾を頼みたる者ども、われか人かにて、おさへひかへ騒ぐまに、なにか、あやしの袖口もみな見つらむと思ふに、死ぬばかりいとほし。昨夜、出居のところより夜更けて歸りて、寝臥したる人を起こすほどに、かかるなりけり。からうして起き出でて、ここには人もなきよし言ふ。風の心あわたしきに、格子を、みなかねてより下ろしたるほどなれば、なにごと言ふもよろしきなりけり。しひて簀子に上りて、「今日よき日なり。円座かいたまへ。居初めむ」などばかり語らひて、「いとかなきわざかな」とうち嘆きて歸りぬ。

(下巻・三二八～三三〇頁)

この段の速度はかなり美的に記されているが、ここでは触れない。速度は、膠着した事態を打開すべく、自ら道綱母邸に訪れている。事前連絡はなかったであろう。道綱母としては内諾さえしていないので、来訪を「まだしきに便なし」と思わざるを得ない。そこで、道綱をして「ここには人もなきよし」を言わせている。居留守を使って対面しないのである。これは、求婚者の初度の来訪に対して、対面をはばかうという作法があったことを意味するのかも知れない。

一方の速度は、この来訪を「居初めむ」ものと把握している。求婚者として、座り初めたというのであり、これも作法の一環であろう。速度は、求婚の作法を慣行通りに行なおうとしているのである。「居初め」は、求婚相手の親に会えないと想定できるが、これができた挨拶は、次にあるように出すべきものであったかも知れない。

⑩ 二日ばかりありて、ただことばにて、「侍らぬほどにものしたまへりける、かしこまり」など言ひて奉れて後、「いとおぼつかなくてまかでにしを、いかで」とつねにあり。似げないことゆゑに、「あやしの声までやは」などあるは、許しなきを、

(下巻・三三〇頁)

右が「居初め」に対する挨拶状となろうが、道綱母は養女の幼さゆえに「許し」を与えることはない。速度としては、「居初め」をしたので再度の訪問が可能となると判断したのであろう、道綱の元に行くと思せかけて来訪している。

⑪ 助に「もの聞こえぬ」と言ひがてら、暮にもものしたり。いかがはせむとて、格子二間ばかり上げて、簀子に灯ともして、廂にもものしたり。助、対面して、「早く」とて、縁に上りぬ。妻戸をひき開けて、「これより」と言ふめれば、歩み寄るもの、またたちきて、「まづ御消息聞こえさせたまへかし」としのびやかに言ふなれば、入りて、「さなむ」とものするに、「思しよらむところに聞こえよかし」など言へば、すこしうち笑ひて、よきほどにうちそよめき入りぬ。

助と物語しのびやかにして、笏に扇のうちあたる音ばかりときどきしてゐたり。うちに音なうて、やや久しければ、助に、「一日かひなうてまかでにしかば、心もとなきになむ」と聞こえたまへ」とて入れたり。「早う」と言へば、ぬざり寄りてあれど、ともにもの言はず。うちよりはたまして音なし。とばかりありて、おぼつかう思ふにやあらむとて、いささかしはぶきの気色したるにつけて、「時しもあれ、悪しかりける折にさぶらひあひはべ

りて」と言ふをはじめにて、思ひはじめけるよりのこと、いと多かり。うちには、ただ、「いとまがまがしきほどなれば、かうのたまふも夢の心地なむする。小さきよりも、世にいふなる鼠生ひのほどにだにあらぬを、いとわりなきことになむ」などやうに答ふ。声いといたうつくろひたなりと聞けば、われも、いと苦し。雨うち乱る暮にて、蛙の声、いと高し。

夜更けゆけば、うちより、「いとかくむくつけげなるあたりは、うちなる人だに静心なくはべるを」と言ひ出だしたれば、「なにか、これよりまかづと思ひたまへむには、おそろしきことはべらじ」と言ひつつ、いたう更けぬれば、「助の君の御いそぎも近うなりにたらむを、そのほどの雑役をだにかうまつらむ。殿に、かうなむ仰せられしと、御気色給はりて、またのたまはせむこと聞こえさせに、明日明後日のほどにもさぶらふべし」とあれば、立つなりとて、几帳のほころびよりかきわけて見出だせば、簀子にともしたりつる火は、はやう消えにけり。うちにはものしりへにともしたれば、光ありて、外の消えぬるも知られぬなりけり。影もや見えつらむと思ふに、あさまじうて、「腹黒う、消えぬとものたまはせで」と言へば、「なにかは」と、さぶらふ人も答へて、立ちにけり。

(下巻・三三〇～三三頁)

遠度が、「助にもの聞こえぬと言ひがてら」来訪したやり方は、口実を作ったことだが、④の初度の文にあった「この助に君の、かうおはしませば、まるりはべらむこと、人見咎むまじう思ひたまふるに」を踏襲した配慮となろう。遠度は配慮するだけでなく、礼儀も見せている。傍線部である。簀子に上った遠度は、妻戸を開けた道綱から、これよりお入り下さいと言われると、「歩み寄るもの、またたちのきて」という動作を見せている。ここは底本通りだが、「集成」が「もの」の下の「」を脱したとするのが妥当であろう。導かれて妻戸から廂の間に入ろうとしたものの、また簀子に戻ったのである。そして、道綱に「まづ御消息聞こえさせさせたまへかし」と依頼している。来

客は、妻戸の前の簀子にいて、主人に案内を通すのが作法であった。遠度は、その通りにしたかったのであり、道綱は安易に導いてしまったのである。有職故実をわきまえない道綱の、最初の過ちの史料となろう。

なお、この傍線部以前にある点線部「廂にものしたり」の主体も遠度になる。これは、物語にもまま見られる手法で、ここまでで簡潔に事態を説明してから、改めて遡って細叙するやり方になる。道綱母が廂に出たのではないことは明白であり、初めての対面の場合は母屋に居場所を設ける。

遠度は、作法通りにして正式の訪問にしたかったのである。促された道綱は、改めて母から承諾の言葉を貰い、遠度はそれを伝えられて廂の間に入りなおしたのである。こうなると、道綱母も遠度と御簾越しに対座しないわけにはいかなくなる。

対話は、両者ともやや緊張気味のようなのだが、遠度は先日の訪問のことから始めて、思い初めた次第を縷々と語っている。しかし、道綱母の返答は変わることもなく、傍線部「いとまがまがしきほどなれば、かうのたまふも夢のこちなむする。小さきよりも、世にいふなる鼠生ひのほどにだにあらぬを、いとわりなきことになむ」であった。養女の幼稚さをやや誇張的に語って、求婚不能を言うばかりである。

対話は、こうした内容を繰り返したのであろう、そのうちに夜も更け、帰り時だと悟った遠度は、賀茂祭の使者になる道綱の後見を約したうえで、「殿に、かうなむ仰せられしと、御気色給はりて、またのたまはせむこと聞こえさせに、明日明後日のほどにもさぶらふべし」との言葉を残して辞去している。道綱母の話を兼家に伝えて、改めてその意向を伺い、その報告にまた訪問いたしますとして、求婚を諦めずにいることを表明している。

遠度辞去に安心した道綱母は、その様子を見ようとして几帳のほころびより覗いてみると、簀子にあった灯火は消えていた。母屋には明かりがあったので、遠度は御簾越しに道綱母が見えていたのである。

自分の姿が見られたとの思いは強くわだかまったであろうが、それがその後はどう影響したのかは分からない。

遠度は、兼家と道綱母の内諾を得ようと、精一杯努力しており、誠意の証しを求婚作法通りにすることで示そうとしたのだと思われる。これまで遠度のとったやり方をまとめてみると次のようになる。下段に記した数字は、これまでに引用した段数字になる。

- ア 昨年―実父兼家への「なま女」を介しての打診……………③
- イ 正月―道綱を「案内するたより」とする……………①
- ウ 二月―道綱に懸想文を贈る相談……………③
- エ 二月―吉日に鄭重な初度の懸想文……………④
- オ 二月―返書を受けて度々の文……………⑦
- カ 三月―兼家の内諾を受けて、道綱母に陳情……………⑧
- キ 四月―道綱母邸に「居初め」……………⑨
- ク 四月―「居初め」の挨拶状……………⑩
- ケ 四月―道綱母と正式の対面……………⑪

遠度の求婚はまだ継続するが、ここまでの段階でも遠度の姿勢は明白であろう。遠度は養女を真実所望したからこそ、求婚作法を踏んで道綱母に取り入ろうとしたことになる。さらに遠度求婚の意味や意図などを、節を改めて考えていくことにしたい。

なお、道綱母に引き据えて見れば、遠度の行為を実に詳細に記したといえよう。道綱母は、養女にふりかかった大事な一件と判断したからこそ、克明なメモを記していたのかもしれない。また、自分が中心となった一件だったから、身の上を記す日記の記事としたのであろう。そのために『蜻蛉日記』下巻は、具体的な求婚作法が記されたものとして、史料的な価値も生じていよう。未確認のまま言えば、王朝撰期の一事例における、最も詳細な求婚作法の史料となるかも知れない。

六 遠度の意図

遠度には、『尊卑分脈』に拠ると、高頼・尋空・朝源・道兼・業室の五人の子女が確認できる。天延二年現在で三五、六歳ぐらい(大系)とすると、すでに子は別にいたことになるが、妻は亡くなっていたのかも知れない。だから、新たな妻を求めたのであろう。また、生存しているても、より有力な妻を求めたとも考えられる。妻の縁によって新たな人間関係が構築できるからである。

遠度は、兼忠孫女が兼家の実女で、道綱母の養女であることを知ったうえで求婚しているのは間違いない。ということは、兼家が結婚を承諾する可能性を認めたからに他ならない。

また、兼家としても『蜻蛉日記』に記されている範囲でも、この結婚を認めようとしている。ここから帰納されることは、兼忠孫女は兼家の后がねと目されていなかったということになる。既婚者の入内はできないので、実女の結婚を許すことは、入内が念頭にないことを提示している。后がねとならなければ、しかるべき結婚が期待される。そうなると、異母弟が婿となるのは、親族関係強化に繋がるので、この求婚を受け容れたことになる。

一方の道綱母も養女の幼さだけを懸念し求愛を拒絶しているようであり、結婚自体を忌避しているわけではなさそうである。道綱母にとっても、夫の身内が婿になることは、最も安心なのである。道綱母に養女を入内させる意図などなかったことを前稿で扱ったが、この点を傍証するものこそ遠度の求婚ということになる。遠度は目算があつて兼忠孫女を求めたことになる。

それでは、なぜ兼家の実女を求めたのかになるが、これはすでに定説^⑩としてあるように、兼家との繋がりを強化したかったからに他ならない。兼家は、年上の異母兄弟であり、藤原氏では台閣第三位の序列にある。近づくとしたら、兼通が関白太政大臣で最もいいが、円融帝

に入内した皇子の他に未婚の女子は、『尊卑分脈』によると、嫁子がいるだけで、速度との婚姻関係はあり得ない。嫁子のことはよく分らないが、后がね候補となろう。次席は頼忠になるが小野宮流であり、所生の遵子と謁子は后がね、重信室となった女子もいたようだが、すでに結婚している。そうすると、目指すのは兼家になる。分かりきっているかも知れないが、念のために師輔の男兄弟たちを列挙してみると次のようになる。下欄は、天延二年末を現在とした官位等である。

藤原経那女腹

伊尹―天禄三年死去

兼通―五〇歳……関白太政大臣

兼家―四六歳……大納言兼右大将

忠君―安和元年死去

藤原公葛女腹

遠量―？ 歳……大藏卿か

遠度―？ 歳……従四位下右馬頭

遠基―？ 歳……従四位下右京大夫で同年死去

雅子内親王腹

高光―応和元年出家

為光―三三歳……中納言兼中宮大夫

尋禪―三一歳……権少僧都

康子内親王腹

公季―一八歳……従四位下侍従

深覚―一九歳……未詳

速度としては、経那女腹の兄弟に近づくに越したことはない。雅子内親王腹や康子内親王腹では今現在将来の頼みとはならない。撰閔の本流を行く経那女腹で、后がねとならない女子がいたのは兼家だけなのであった。

速度は、政治的には兼通の庇護下にあったとして、「あくまでも兼通側にあつて、兼家への接近を計ったのではないだろうか」とする説がある。天延二年現在は、その兼通の天下である。しかし、従四位下右馬頭（従五位上相当）で、「兼通側」の人数に入っていたとしても、どれだけの役割を果たすかは疑問であろう。また、政治的人間関係とは別に、婚姻や養子縁組によつた人間関係構築が模索されたのが王朝撰閔期であり、政治的庇護者と、婚姻による庇護者とをうまく使い分けていたのが実際であつたと思われる。師輔流になるとしても、公葛女腹の将来は望み薄く、生き延びるためには、兼通にも兼家にも取り入る必要があつたであろう。兼家の実女が、道綱母の養女になっているのを知つた速度は、真剣に求愛したのだと思われる。兼家より若輩の弟が、道綱母との交渉を目的として近づこうとしたとする想定は、あり得ないのである。

七 婚姻の延引

さて、道綱母と対面ができた速度は、さらに訪問を重ねることになる。熱意でほだそうとするわけである。

⑫ 来そめぬれば、しばしばものしつづ、おなじことをものすれど、

「ここには、御許されあらむところより、さもあらむ時こそは、わびてもあべかめれ」と言へば、「やんごとなき許されはなりにたるを」とて、かしこましよう責む。「この月とこそは殿にも仰せはありしか。二十余日のほどなむ、よき日はあなる」とて責めらるれど、助、寮の使ひにとて、祭にもすべければ、そのことをのみ思ふに、人はいそぎのはつるを待ちけり。禊の日、犬の死にたるを見つけて、いふかひなくとまりぬ。（下巻・三三三頁）

兼家が速度に四月の結婚を許諾したのは、この後に引用する箇所でも明白である。また、道綱母も内々には承知してしよう。しかし、兼家から道綱母にその伝達はなかつたのである。なかつたから、道綱母

は、速度に傍線部のようなこと、すなわち「許され」があれば、こちらとしては辛くとも結婚させますと言うのである。それに対して、速度は、すでに「許され」は出ていると責めるわけである。

兼家と速度の合意では、道綱が使者となる賀茂祭が終わったこの四月下旬が結婚の日取りであった。速度としては、祭の終わりが待ち遠しく、さらに道綱を介して道綱母を責め立てていく。

⑬ さて、なほここにはいといちはやき心地すれば、思ひかくることもなきを、かれより「かくなむ、『仰せありき』とて責むる」と聞きえよ」とのみあれば、「いかでさはのたまはするにかあらむ。いとかしかましければ、見せたてまつりつべくて。御返り」と言ひたれば、「さは思ひしかども、助のいそぎしつるほどにて、いとはるかになむなりにけるを、もし御心かはらずは、八月ばかりにもものしたまへかし」とあれば、いとめやすき心地して、

(下巻・三三三〜四頁)

道綱母としては、養女の結婚は「いといちはやきこち」がするので気にかけないようにしても、速度は執拗に責め立ててくる。そこで、再び兼家の意向を記した文をもらい、それを速度に見せて諦めさせようとしている。そして、返事を貰ってみると、兼家は四月の結婚を決めていたが、道綱のこともあり、のびのびになったので、心変わりが必要ならば、八月にしようとして書いて寄越してきた。とりあえずは、四ヶ月先に延引されたので、道綱母は安心したのであった。

兼家は、なぜ延引し、それも四ヶ月後にしようとしたのかは分からない。とにかく、四月の結婚がなくなったようなので、道綱母は兼家の手紙を速度に送って諦めさせようとする。

⑭ 「かくなむはべめる。いちはやかりける暦は不定なりとは、さればこそ聞こえさせしか」とものしたれば、返りごともなく、とばかりありて、みづから「いと腹立たしきこと聞こえさせになむ、まゐりつる」とあれば、「なにごとにか。いとおどろおどろしくはべらむ。さらばこなたに」と言はせれば、「よしよし、

かう昼夜まゐり来ては、いとどはるかになりなむ」とて、入らで、とばかり助と物語して、立ちて、硯、紙と乞ひたり。出だしたれば、書きて、おしひねりて入れていぬ。見れば、

「ちぎりおきし四月はいかにほととぎすわがみのうきにかけはなれつ」

いかにしはべらまし。屈しいたくこそ。暮にを」と書いたり。手もいと恥づかしげなりや。返りごと、やがて追ひて書く。

なほしのべ花たちばなの枝やなきあふひすぎぬる四月なれども
(下巻・三三四〜五頁)

道綱母のしたり顔にも見える文を受け取った速度は、返書をせずに自ら来訪して、腹立ちを顕わにしている。怒るのも当然であろう。道綱母は中に招じ入れようとしたが、腹立ちの収まらない速度は、自分がこのように夜昼となく参上しては、結婚はますます遠のくことになりましようと言って、絶望的な歌を残して帰ってしまう。

速度の歌に対して、道綱母は返歌を追いかけて渡している。この歌は「なほしのべ」を強調する初句切れになっており、結婚は挫折したのではなく、延引されたことを言い、養女との結婚はあり得るのだと匂わしている。道綱母は、同情を寄せているようだが、このあたりから、速度に寄せる思いが変容していくようにも思える。兼家の意向を正式に確認できたので、速度は婿がねとなったからである。さらに検討を要するが、冗漫になってしまっているので、ひとまずここで筆を擱いて、新たに態勢を整えたい。続稿は『蜻蛉日記』道綱母と藤原速度(『大妻国文』37、二〇〇六年三月)に拠られたい。

注

(1) 拙稿『蜻蛉日記』の養女迎え(『古代中世文学論考 第十六集』新典社、二〇〇五年一月)。以下、「前稿」はこの論を指す。

(2) 石坂妙子氏『世の中』の変容②——速度求婚譚(『文芸研究』97、一九八一年五月。後、『平安期日記文芸の研究』新典社、一九九七年一

- 〇月。
- (3) 川村裕子氏「遠度求婚譚をめぐって」(『立教大学日本文学』52、一九八四年七月。後、『蜻蛉日記の表現と和歌』笠間書院、一九九八年五月)。
- (4) 金子富佐子氏「『蜻蛉日記』下巻試論——『遠度求婚』の記事の方法——」(『日記文学研究 第一集』新典社、一九九三年五月)。
- (5) 川名淳子氏「男と女の媒体としての「女絵」——『蜻蛉日記』下巻「女絵」の記事から——」(『論集日記文学の地平』新典社、二〇〇〇年三月。後、『物語世界における絵画的領域』ブリュッケ、二〇〇五年一月)。
- (6) 拙著『王朝撰関期の養女たち』(翰林書房、二〇〇四年一月)。
- (7) 注(2)に同じ。
- (8) 今井源衛氏『大和物語評釈 上巻』(笠間書院、一九九九年三月)。
- (9) 川村裕子氏「『蜻蛉日記』下巻「遠度求婚譚」を文を読む」(『王朝女流文学の新展望』竹林舎、二〇〇三年五月)。
- (10) 岡一男氏『道綱母』(有精堂、一九七〇年一月。新版)。
- (11) 川村裕子氏「藤原遠度とその周辺」(『活水日文』15、一九八六年一月。後、『蜻蛉日記の表現と和歌』笠間書院、一九九八年五月)。